令和3年4月

【別紙2】 私立幼稚園及び認定こども園(1号認定子ども)における医療的ケア開始に向けた手続きの流れ

(様式1)医療的ｹｱに関する主治医の意見書
(様式2)医療的ｹｱ実施依頼書
(様式3)医療的ｹｱ実施に関する指示書
(様式4)承諾書
(様式5)医療的ケアを実施するにあたっての確認事項(重要事項)

病院 / 園 / 保護者 / 訪問看護ST / 幼保事業課(市)

手続き	病院・園・保護者・訪問看護ST・市の間の流れ	(説　明)
① 保護者から園へ利用申込みの相談	園⇔保護者：相談 園→市：保護者からの相談情報の共有(連絡)【情報共有】	・予め園で入所要件を定め、入園の可能性があれば②へ ※保護者からの相談の際には、入園の可否を医師に相談しているか確認 ・保護者からの相談内容について園から市に連絡し、情報を共有 ※園からの要請を受け、市は園に事業説明をする。 (状況によっては、園と保護者への事業説明を市が園に出向いて行なう。)
② 園から申込み方法等の説明	園→保護者：手続き説明 (様式1・2)を渡す 市→保護者：同席し、補足説明 市→地域医療連携室：【情報提供】入園の希望があり、来院予定であることを伝える	・園は保護者に申込み方法を説明すると共に(様式1・2)を渡し、未記入の(様式1・2)を持って、かかりつけ医の地域医療連携室へ訪看STの相談に行くように伝える ・説明には市も同席のうえ補足説明 ・市は、かかりつけ医の地域医療連携室へ、入園の希望があり訪看STの相談に行かれる予定であることを伝える
③ 保護者から地域医療連携室へ訪看STの相談※(様式1)(様式2)持参	保護者→地域医療連携室：訪看STの相談※(様式1)(様式2)持参 地域医療連携室→訪問看護ST：【情報提供】ヒアリング内容および医ｹｱ依頼書(様式2) 地域医療連携室→保護者：担当予定の訪看ST名を保護者に伝える 保護者→園：訪看ST名を連絡 園→市：保護者が訪問予定(⑥)の訪看ST名を支援部に伝える	・保護者は病院の地域医療連携室に(様式1・2)を持参し、利用する訪看STについて相談する ・地域医療連携室は保護者に、訪看STから看護師派遣を希望する曜日・時間等についてヒアリングする ・保護者はヒアリングを受けた後に(様式2)を記載する。地域医療連携室は(様式2)の複写をとり、原本は保護者へ返却 ※地域医療連携室は(様式2)の複写及びヒアリング内容をもとに訪看STに連携 ・保護者は相談の結果、担当予定の訪看STが決まったら、その情報を園に連絡 ・園は保護者から報告を受けた訪看ST情報を市に連絡
④ 主治医による意見書(様式1)の作成	保護者→主治医：意見書(様式1)作成依頼【文書係へ持参】 主治医→保護者：作成された意見書【来院または郵送】	・保護者は主治医に意見書(様式1)作成を依頼 ※(様式1)は、医事課の文書係に持参 ・作成された意見書(様式1)は保護者が受け取る【来院または郵送】
⑤ 保護者から園へ(様式1・2)提出	保護者(様式1・2)を持参→園：(様式1・2)提出 園→保護者：(様式1・2)複写を渡す 園→市：施設から(様式1・2)の複写で情報提供【園から市へ提出】	・保護者は園へ(様式1・2)を提出 ・園は保護者へ(様式1・2)の複写を渡す ・園は市にも(様式1・2)の複写を提出し、情報共有
⑥ 保護者が紹介を受けた訪問看護STを訪問※(様式1・2)複写の持参	保護者→訪問看護ST：【訪問】(様式1・2)の複写持参 市→訪問看護ST：同席し、補足説明 ※(様式3)を渡す	・保護者は地域医療連携室から紹介を受けた訪看STを訪問し、顔合わせと、医療的ケア児の状況について情報提供 ※保護者は(様式1・2)の複写を持参 ・市も同席し(様式3)を訪看STに渡すと共に事業についての補足説明
⑦ 保護者から園に訪問看護ステーションの訪問結果を報告	保護者→園：訪看STの訪問結果を報告	・保護者から園に訪問看護ステーションの訪問結果を報告
⑧ **園・訪問看護ST・保護者・市が参加し【(事業開始に向けた)医療的ケア委員会】を開催** ※保護者から園へ願書・利用申込み書の提出 ⇒保護者との面談 ⇒入園可否の判定	保護者→園：願書・利用申込書の提出 園⇔市(保護者・訪問看護ST)：【保護者面談】 ※ｹｱの詳細等の確認 園⇔市(訪問看護ST)：【医療的ｹｱ委員会の開催】 嘱託医：必要に応じて参加依頼	・保護者は願書・申込書を園に提出 ・保護者は園で訪看ST・市、また、必要に応じて嘱託医同席の上で面談を受ける ※保護者へ、入園が内定した際には主治医による指示書(様式3)の作成が必要になることを伝える ※医師が作成する意見書や指示書には、保護者負担の費用が発生することを再度説明 ・面談終了・保護者退室後に医療的ｹｱ委員会を開催し、入園可否の判定
⑨ ・入園内定 ・主治医への指示書(様式3)の依頼 ※私学助成園は続いて⑪にスキップ	園→保護者：入園内定書(在園児では不要) 園→市：【入園内諾の連絡】 園→訪問看護ST：【入園内諾の連絡】(在園児では不要) 訪問看護ST→主治医：医療的ｹｱに関する指示書(様式3)【医事課文書係への郵送】	・入園可能と判断すれば、入園内定書を保護者に送付する(受け入れ不可の場合、園から保護者に説明する) ・園は、入園内諾について、市と訪看STに連絡する(⑧で確定していれば不要) ・訪看STは、主治医が記載する医ｹｱ指示書(様式3)を主治医(医事課文書係)宛に郵送する。
⑩ **在園児の場合は不要** ・支給認定の手続き ・支給認定通知書等の交付 ※認定こども園、新制度幼稚園のみのﾌﾟﾛｾｽ	保護者→園：「支給認定申請書(1号認定用)」 園→市：「支給認定申請書」提出 市→園：(支給認定決定通知) 園→保護者：「支給認定決定通知」等交付	・保護者は園から渡された「支給認定申請書(1号認定用)」を記載し、園を経由して市に提出する ・市は保護者へ園を経由して「支給認定決定通知」等を交付する
⑪ 園と訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝの契約	園⇔訪問看護ST：【訪問看護師の派遣契約】	・園は、看護師派遣について訪看STと契約する
⑫ 園から市へ≪補助金交付申請に向けた必要な書類≫の提出	園→市：主治医の意見書(様式1)、「補助金交付申請書」、「事業計画書」の提出 ※⑭の医療的ｹｱ委員会の日程も決定し、「補助金交付申請書」に記載する	園から市へ「主治医の意見書」「補助金交付申請書」「事業計画書」の提出する
⑬ 指示書(様式3)の作成とｹｱ計画の立案	主治医→訪問看護ST：医ケアに関する指示書(様式3)作成【訪看STへ郵送】 訪問看護ST⇒**ｹｱ計画立案**	・主治医は医ｹｱに関する指示書(様式3)を作成後、訪看STへ郵送する ・訪看STは指示書(様式3)をもとにｹｱﾌﾟﾗﾝの立案する
⑭ **学期初めの【医療的ケア委員会】の開催** ⇒ケアの詳細決定 ⇒重要事項説明	園→保護者：重要事項説明 ・園の重要事項 ・(様式5) 園・保護者・訪問看護師：【医療的ｹｱ委員会】「医療的ｹｱ計画」等の提示と詳細の決定【施設設備や動線等の確認】医ｹｱの円滑な実施に向けた確認 嘱託医・市：必要に応じて参加依頼	・園・保護者・訪問看護師・嘱託医・市で医療的ｹｱ委員会を開催する ・訪問看護師は⑬で立案した「医療的ｹｱ計画」と「個別の医療的ｹｱ実施手順」「個別の緊急対応ﾌﾛｰ」を保護者と園へ提示する ・「医療的ケア計画」「個別の医療的ケア実施手順」「個別の緊急対応フロー」に沿って園内の施設設備や動線等の確認を行い、円滑な実施に繋げる ・園から保護者へ重要事項(様式5)等の説明。説明内容確認後に保護者がサイン。原本は園、複写は保護者が保管
⑮ 保護者が承諾書(様式4)作成	保護者→園：承諾書 市→地域医療連携室：【連絡】入園が決定したことを連絡	・保護者はｹｱ計画の説明を受け、承諾できたら承諾書(様式4)を園に提出する ・市は、調整していただいた結果の報告として≪入園が決定したこと及び担当する訪看ST≫について地域医療連携室に連絡する。
⑯ 市は園から承諾書・ｹｱ計画・指示書の提出を受ける	園→市：保護者承諾書(様式4)・ｹｱ計画・医療的ｹｱに関する指示書(様式3)を提出	園は市に、承諾書(様式4)、ｹｱ計画。医療的ケアに関する指示書(様式3)を提出する
⑰ 園への補助金交付の決定	市→園：【補助金交付の決定】※「補助金交付確定通知書」の送付	市は園へ「補助金交付確定通知書」を送る

・訪問看護ステーション(訪看ST)からの看護師派遣による医療的ケアの実施は、1週あたり10時間(600分)の範囲内とする。